

横断型基幹科学技術研究団体連合

知財問題委員会

最終報告書

2005年3月

目次

1. はじめに	1
1.1 知財問題と横幹連合	1
1.2 知財問題委員会	2
2. 知的財産高等裁判所について	5
2.1 知財高裁設立の背景	5
2.2 知財高裁に望むもの	7
付録：「知財高等裁判所」に設立に望む	10
3. 理系視点から見た職務発明問題	11
3.1 はじめに	11
3.2 ミクロな視点	12
3.3 マクロな視点	14
3.4 職務発明制度改正に関して	17
3.5 おわりに	19
4. 知的財産人材育成	21
4.1 理工系人材の育成と知的財産教育	21
4.2 知財人材育成に関する各大学の取り組み	25
5. 技術者と知的財産権問題	35
5.1 はじめに	35
5.2 知財高等裁判所と技術者の役割	35
5.3 “何でも特許”の時代	36
5.4 “何でも特許”から“どこでも特許”へ	38
5.5 特許制度の原点	39
5.6 技術者の発言	40
委員名簿	42

1. はじめに

1.1 知財問題と横幹連合

前世紀の半ばまでは、知的財産は全人類のものであるという考えは、少なくともたてまえとしてはリアリティーを持っていた。たとえ理想論としても、科学は全人類に奉仕するためにあるというテーゼは、科学者を志す人々にとって少なくとも動機のひとつにはなっていた。

その意味で、われわれの世代にとって“知”と“所有権”は、もともと互いに整合しない概念である。しかし時代は変わった。知は全人類に属するものではなく、個人や組織、あるいは国家に帰属するものだという考えが、急速に社会に浸透しつつある。そのことを前提として、適正な権利保護にあり方を考えると共に、その価値を守り評価する方策を考えるのが、「知財問題」であろう。

知という言葉は極めて漠然としている。もしそれがあらゆる人間の知識あるいは知能を意味するとすれば（英語では“intellectual”と訳されているようであるが）、科学や技術のすべてにわたる。わが国では特許の対象となる発明は、“自然法則を利用した技術的思想の中の高度なもの”ということになっているので、おのずから対象は限定されているが、社会と科学技術の接点が広がり深さを増すにつれて、その対象はますます広がりつつある。科学技術の発展とともに専門分野はますます細分化され、問題解決に必要な専門性のレベルは上がる一方である。

一方、われわれの社会生活は高度な科学技術と日常的に触れ合っており、生活の場と科学技術の世界はすでに完全に地続きとなった。専門の多様性と生活の複雑化は絡まりあって、知財問題ますます多様になる。

このような多様な問題に個別に対応することは不可能であるから、知財問題に対する基本的な考え方を確立し、それを基礎に多様性の中にひとつの筋を通し、普遍的な問題解決のプロトコルを構築する必要がある。そこで以下ではこのことに関連して、わが国社会の問題点を2つほど指摘したい。

ひとつはわが国社会が「タテ社会」であるという、前世紀半ばからの指摘である。たこつぼ社会や組織帰属性の強さ、既得権益への執着など、さまざまのわが国の国民性の現われをこの概念によって説明することができるが、これを科学技術の文脈で述べると次のようになる。

科学者・技術者は、自分の専門を深耕することには長けているが、異なった専門分野を結ぶことによって、ひとつの専門分野を超えることには関心がない。従って少し違った分野の話は興味を持ってないし理解もできないから、評価することもできないのである。

おそらく知財問題のポイントは、技術をそれぞれの専門分野を超えた文脈で客観的に評価することであろうが、わが国の技術者はこのような作業は得意でないのである。もっともこのような専門の深耕を目指すエートスは、わが国の高度成長を達成し、「ものづくり大

1. はじめに

国」を作り上げる原動力となった点で一概に否定すべきではない。

もうひとつは、わが国社会が文系主導だということである。特に政策決定の主体である官にその傾向がきわめて強い。わが国の歴代総理大臣で、大学の理系学部の卒業者はゼロであるのはまだ仕方がないとしても、科学技術政策を主管する科学技術庁長官の中で、歴代三十数名のうちで理系学部出身者がわずか1名というのはいかにも異常である。ちなみに、中国では政権を握る共産党の政治局員は、ほぼ全員が大学の工学部出身である。

このような官における文系主導は、近代国家としてのわが国の出自とも関係しているが、知財高裁構想で科学技術の専門家が直接的に法曹に関与する機会が得られなかったことは、文系主導が今も生き続けていることを如実に示すものである。

知財問題の処理が、高度な専門知識を必要としているというだけでなく、千差万別の、ケースバイケースのそれぞれの判断に、曇りのない筋の通った納得の行く結論を導き出すには、普遍的体系的な思考の訓練を受けた理系人間の関与が不可欠であろう。

知財問題に限らず、現代社会が科学技術と深く広い関わりを持つようになったことを考えると、政策決定がほぼ文系人間に任されているわが国の姿は、誠にいびつなものである。わが国の政策当局者が、ともすれば既成事実の積み上げや情緒的な言葉に頼り、大局観を欠いたその場しのぎの政策が幅をきかせているのは、一段深化した科学技術文明の姿と文系主導の官の体制との間の矛盾とほころびの現れであるような気がしてならない。

「科学技術創造立国」を標榜するわが国にとって、知財問題は科学技術政策の戦略的な核のひとつであろう。その問題を文と理が手を携えて取り組むことは、わが国社会の知的レベルを向上させ、科学技術創造立国を文字通り実現する極めて大きなステップになるであろう。

1.2 知財問題委員会

横幹連合理事会が「知財問題委員会」の設置を決めたのは、2003年7月のことである。折から政府は、「知財立国」の旗印の下に「知的財産国家戦略会議」を組織し、知財制度改革に乗り出していた。そしてその中で特に注目されたのが、「知的財産高等裁判所」設立構想である。

かねて産業界は、わが国の司法が技術紛争に適切に対処していないことに危機感を募らせていたが、司法界はこのような批判に耳を貸そうとしなかった。これに対して政府は、技術紛争を適切に処理するためには、米国のように独立した技術裁判所を設立することが不可欠であるとの認識を固め、司法界の説得にあたっていたのがこの時期である。

またこのころジャーナリズムを賑わせていたのが、日亜化学を中村修二氏が訴えた事件に対して、2003年1月に東京地裁が会社側に200億円の支払いを命じた判決である。この判決は産業界に大きな衝撃を与え、判決の妥当性と「職務発明」規定に対する熱い議論が盛り上がっていた。

また政府が大学に対して特許取得とそれに基づく起業を奨励する中、有力大学は次々

と TLO を設立し、知財重視戦略を打ち出す一方、知財人材育成に取り組んでいた。

知財立国戦略に伴うこれらの改革は、技術者や研究者に極めて大きな影響を及ぼすものである。それにもかかわらず、この問題に技術者が発言する機会はほとんどなかったのである。大半の技術者は、この種の問題は法律家たちに任せておけば適正に処置して貰えるものと信じていたし、仮に発言しようと思っても、そのような機会を与えられていなかったためである。

散発的にエンジニアが声を上げたことはあったが、その声はあまりにも弱く政府の耳には届かなかった。ここに設立されたのが横幹連合である。この組織が設立された目的の1つは、単独の学会ではカバーしきれない複合的的案件に対して、広く世間にアピールすることにあった。41の学会をつなぐ総勢6万人の組織のバックアップがあれば、その発言も重みを持つと言うわけである。

このような状況の中で組織されたのが、「知財問題委員会」である。6万人の中から選りすぐったメンバーによって、2003年10月から2004年7月にかけて集中的な議論が行われた。なおここには、横幹連合とほぼ時を同じくして設立された「日本知財学会」の有力メンバーにも加わって頂いた。

この委員会は、政府の「知財国家戦略会議」や自民党の「司法制度改革委員会」の注目するところとなり、知財制度改革に対するパブリック・コメントの作成や、知財高裁のあり方に対する意見表明などを求められる機会があった。これまで沈黙を続けた技術者たちが、始めて声を上げたものとして、われわれの発言は各方面に重く受け止められたようである。

この報告書は、2004年7月とりまとめた中間報告をベースに、同年9月に開催されたシンポジウムでの議論を加味してまとめたものである。議論すべきことは、ここで取り上げた問題以外にも沢山あるが、それらについてはまた別の機会に譲ることにする。

知財問題委員会メンバー

		担当
大久保信行	中央大学 理工学部	(第4章)
木嶋恭一	東京工業大学 社会理工学研究科	(第4章)
木村英紀	理化学研究所 バイオ・ミメティック コントロール研究センター	(第1章)
河野宏和	慶応義塾大学 経営管理研究科	(第4章)
今野 浩*	中央大学 理工学部	(第1、2、5章)
椿 広計	筑波大学 ビジネス科学研究科	(第4章)
馬場錬成	読売新聞社社友、科学ジャーナリスト	(第2章)
渡部俊也	東京大学 先端科学技術研究センター	(第3、4章)

*委員長